

2026 年度 授業計画(シラバス)

学 科	医療心理科		科 目 区 分	専門基礎分野	授業の方法		講義	
科 目 名	権利擁護を支える法制度		必修/選択の別	必修	授業時数(単位数)	30	(2) 時間(単位)	
対 象 学 年	1年		学期及び曜時間	前期 火曜2限	教室名	心理実習室		
担 当 教 員	出嶋陽介	実務経験と その関連資格						
《授業科目における学習内容》								
①法に共通する基礎的な知識を身に付けるとともに、権利擁護を支える憲法、民法、行政法の基礎を理解する。 ②権利擁護の意義を支える仕組みについて理解する。 ③権利が侵害されている者や日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実際について理解する。 ④権利擁護活動を実践する過程で直面しうる問題を、法的観点から理解する。 ⑤ソーシャルワークにおいて必要となる成年後見制度について理解する。								
《成績評価の方法と基準》								
定期試験の点数70% 出席点20% 小テスト・受講態度点10%								
《使用教材(教科書)及び参考図書》								
社会福祉士養成講座編集委員会 『権利擁護を支える法制度』 中央法規出版								
《授業外における学習方法》								
法律は難しいようで、条文の意味が分かれば、それほど難しくはありません。障がい者福祉と法律に関するニュースもたまに報道されますので、意識的に接してみてください。そうすると、少しずつ条文の意味が分かってくるでしょう。								
《履修に当たっての留意点》								
色々な世界を知ることが大切でありますので、積極的に吸収することをしてみてください。								
授業の方法	内 容			使用教材	授業以外での準備学習 の具体的な内容			
第1回	講義形式	授業を通じての到達目標	法と規範、法の体系、種類、機能について説明できるようになる。	テキスト	テキストの該当部分通読			
		各コマにおける授業予定	法の規範との関係、法と道徳の関係、成文法と不文法、公法と私法、実態法と手続法、法規範の基準と方法					
第2回	講義形式	授業を通じての到達目標	法律の基礎知識、法の解釈、裁判制度、判例を学ぶ意義について説明できるようになる。	テキスト	テキストの該当部分通読			
		各コマにおける授業予定	法律条文の構造、法解釈の基準と方法、裁判の種類、判決の種類、判例とは					
第3回	講義形式	授業を通じての到達目標	憲法について説明できるようになる。	テキスト	テキストの該当部分通読			
		各コマにおける授業予定	憲法の概要、基本的人権、幸福追求権					
第4回	講義形式	授業を通じての到達目標	民法について説明できるようになる。	テキスト	テキストの該当部分通読 およびテスト対策テスト 対策			
		各コマにおける授業予定	民法総則、契約、不法行為、親族、遺産管理					
第5回	講義形式	授業を通じての到達目標	行政法について説明できるようになる。	テキスト	テキストの該当部分通読			
		各コマにおける授業予定	行政組織、行政の行為形態、行政上の義務履行確保、行政訴訟制度、国家の責任、地方自治法					

授業の方法		内 容		使用教材	授業以外での準備学習の具体的な内容
第6回	講義形式	授業を通じての到達目標	権利擁護の意義と福祉サービスの適切な利用について説明できるようになる。	テキスト	テキストの該当部分通読
		各コマにおける授業予定	運営適正化委員会、国民健康保険団体連合会		
第7回	講義形式	授業を通じての到達目標	苦情解決の仕組みと虐待防止法の概要について説明できるようになる。	テキスト	テキストの該当部分通読およびテスト対策
		各コマにおける授業予定	事業者による苦情解決、自治体等による苦情解決、高齢者虐待防止法、児童虐待防止法、障害者虐待防止法		
第8回	講義形式	授業を通じての到達目標	差別禁止法の概要と意思決定支援ガイドラインについて説明できるようになる。	テキスト	テキストの該当部分通読
		各コマにおける授業予定	障害者差別解消法、障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドライン、人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン		
第9回	講義形式	授業を通じての到達目標	インフォームドコンセントと秘密・プライバシー・個人情報について説明できるようになる。	テキスト	テキストの該当部分通読
		各コマにおける授業予定	法的概念としてのインフォームドコンセント、インフォームドコンセントに関する判例、秘密、プライバシー、個人情報、情報共有		
第10回	講義形式	授業を通じての到達目標	権利擁護に関わる組織・団体の役割について説明できるようになる。	テキスト	テキストの該当部分通読およびテスト対策
		各コマにおける授業予定	家庭裁判所、法務局、市町村、社会福祉協議会、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関、弁護士、司法書士		
第11回	講義形式	授業を通じての到達目標	成年後見制度の概要について説明できるようになる。	テキスト	テキストの該当部分通読
		各コマにおける授業予定	法定後見人、任意後見、専門職後見		
第12回	講義形式	授業を通じての到達目標	後見・補佐・補助の概要について説明できるようになる。	テキスト	テキストの該当部分通読
		各コマにおける授業予定	成年被後見人の行為能力と役割、被保佐人の行為能力と役割、補助人の役割		
第13回	講義形式	授業を通じての到達目標	成年後見制度の最近の動向について説明できるようになる。	テキスト	テキストの該当部分通読
		各コマにおける授業予定	利用動向、成年後見制度利用促進法、成年後見制度利用促進基本計画、意思決定支援		
第14回	講義形式	授業を通じての到達目標	成年後見制度利用支援事業について説明できるようになる。	テキスト	テキストの該当部分通読
		各コマにおける授業予定	成年後見制度利用支援事業		
第15回	講義形式	授業を通じての到達目標	日常生活自立支援事業について説明できるようになる。今学期の内容を総括できる。	テキスト	テキストの該当部分通読
		各コマにおける授業予定	日常生活支援事業の動向、専門員の役割、生活支援員の役割 今学期の内容の総復習		